

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第二十四号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年十二月奈良県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「校長」の下に「副校長」を加える。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。